

環境保全

多自然型川づくり

1 施策概要

多自然型川づくりとは、必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育環境を保全したり、できるだけ改変しないようにするとともに、改変する場合でも最低限の改変にとどめるとともに、良好な自然環境の復元が可能となるように川づくりを行うものです。

2 事例

■遠賀川 福岡県

整備前



整備後



環境保全

魚がのぼりやすい川づくり

1 施策概要

魚の遡上に障害となる諸施設とその周辺の改良、魚道の設置、改善を計画的にすすめ、魚類の遡上環境を改善します。

2 制度の仕組み

- ①モデル河川の申請（地方整備局長、都道府県知事等）
- ②モデル河川の指定（河川局長）
- ③実施計画の策定および認定申請（地方整備局長、都道府県知事等）
- ④実施計画の認定（河川局長）

3 事例

■紀ノ川 奈良県



環境保全

自然再生

1 施策概要

自然再生事業は、治水や利水を目的とする事業の中でミティゲーションとして川の環境保全を行うのではなく、河川環境の保全を目的とし、流域の視点から「川のシステム」を再自然化する初めての河川事業です。また、この事業は極力人間の手を入れず、自然の復元力を活かし行う事業です。

河口部の干潟再生



2 事例

湿地の再生



自然河川の再生



環境保全

樹林帯の整備

1 施策概要

川沿いの樹林は、洪水に対する堤防の機能を増進させるとともに、洪水により万一堤防が壊れたときにも被害を小さくする緑の防護ラインです。治水対策として河川改修事業で整備し、樹林帯区域（河川区域）に指定し保全を行います。また、あわせて川辺の緑は生き物に多様な生息空間を、地域には憩いを提供することが期待されます。

2 事例

●イメージ



阿武隈川水系荒川の既存樹林帯の事例（平成10年洪水）



堤内への土砂流入の防止状況



破壊状況



環境保全

清流ルネッサンスⅡ

1 施策概要

水環境の悪化が著しく、生活環境の悪化や上下水道への影響が顕著な河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池等において、水環境改善に対する地元の高い熱意をもとにして、河川管理者、下水道管理者および関係機関が一体となって水環境の改善を図ります。

2 制度の仕組み

- ①緊急的な水環境改善の必要性についての合意形成および候補河川に関する資料の作成・国土交通省地方整備局への提出（河川管理者および下水道管理者）
- ②国土交通省への協議、計画対象河川等の選定（地方整備局長）
- ③地域協議会の設置
- ④水環境改善緊急行動計画の策定（地域協議会）
- ⑤計画作成についての助言（国土交通省・地方整備局）



■大和川 奈良県



環境保全

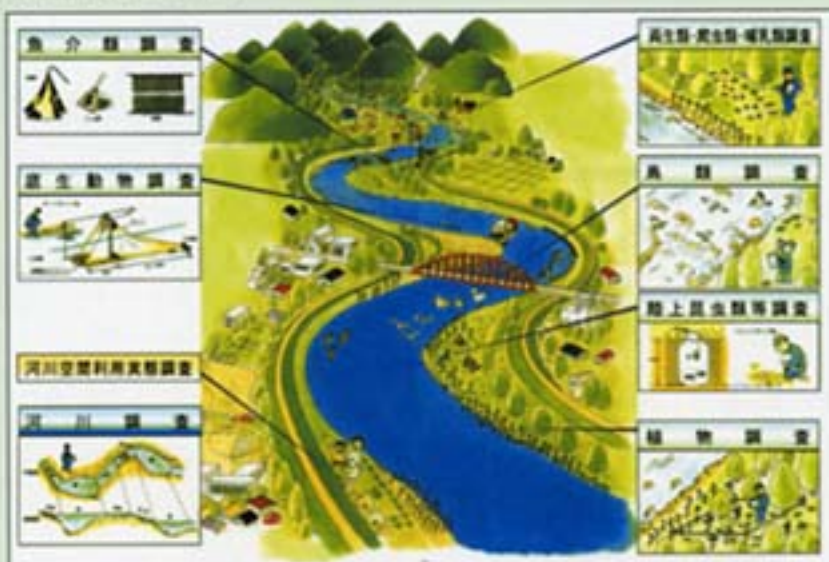
河川水辺の国勢調査

1 施策概要

河川の自然環境等に関する基礎的な情報を把握するため、河川やダム湖の生物の生息・生育状況を定期的・継続的に調査を実施しています。全国109の一級水系と132の二級水系で実施しています。

(調査項目)

- ・河川調査
(河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等)
- ・生物調査
(魚介類、底生動物、植物、鳥類、両生類・爬虫類・哺乳類、陸上昆虫類等)
- ・河川空間利用実態調査
(利用者数、利用状況等)
- ・河川水辺総括資料作成調査
(調査結果のとりまとめ)



環境保全

自然共生研究センター

1 施策概要

河川・湖沼の自然環境の保全・復元のための基礎的・応用的研究を実施し、その結果を広く普及するため、木曾川三派川地区に、世界最大級の実験水路である延長約800mの水路を有する自然共生研究センターを開設し、様々な分野の研究者と連携を図りながら研究を進めています。



環境保全

河川生態学術研究

1 施策概要

生物学・生態学の各分野や河川工学の分野の研究者と国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所の研究者などが連携して、生態学的な観点より河川を理解し、川のあるべき姿を探ることを目的として、多摩川、千曲川、木津川、北川を具体的なフィールドとし、研究を実施しています。

(実施体制)

河川生態学術研究委員会

調査計画の企画・方針決定
研究成果の総合分析及び評価

調査・研究の実施に対する検討
個別調査の実施

河川別研究グループ

多摩川研究グループ

○各分野の研究者
○国土交通省

千曲川研究グループ

○各分野の研究者
○国土交通省

木津川研究グループ

○各分野の研究者
○国土交通省

北川研究グループ

○各分野の研究者
○国土交通省

■木津川 京都府



環境保全

間伐材の利用

1 施策概要

森林の多様な機能を十分に発揮させるためには、適切に間伐を実施し森林を健全な状態に保つことが必要であり、間伐材の積極的な利用を推進することが有効です。

このため、林務担当部局、河川・砂防事業担当部局は、お互いに連携して地域ごとに間伐材の需給情報を交換する場を整備し、地域で供給される間伐材を有効利用し「森を育む川づくり」を推進します。

2 事例

■新河岸川 埼玉県



河川空間のバリアフリー化

1 施策概要

河川の近隣に病院や老人ホーム、福祉施設などが立地している地区や、高齢化の割合が著しく高い地域等において、水辺にアプローチしやすいスロープや手摺り付きの階段、緩傾斜な堤防の整備等のバリアフリー化を実現し、高齢者、障害者、子ども等を含む全ての人々が安心して河川を訪れ、憩い楽しめる河川空間を創出します。

2 事例

■福祉の川づくり 荒川 東京都



■常呂川 北海道



■旭川 岡山県





河川防災ステーションの整備

1 施策概要

河川防災ステーションは、出水時には水防活動の拠点となり、地震時には避難場所、あるいは、支援活動の拠点や物資輸送の基地、ヘリポートとして活用でき、災害が発生した場合には迅速な復旧を行う基地となります。平常時はレクリエーション空間、コミュニティスペース等として多目的に活用できます。こうした河川防災ステーションを地方自治体と連携をして整備します。

2 事例

■吉野川 徳島県石井町防災ステーション



平常時における利用状況



桜づつみモデル事業

1 施策概要

河川の堤防を広げるとともに桜等の並木をつくり、地域住民にやすらぎある水辺空間の整備を行います。河川管理者が堤防を広げ、市町村が植樹や水辺空間に親しむことができる施設などの整備を行います。

3 事例

■秋山川 栃木県佐野市



■財田川 香川県



2 制度の仕組み

モデル事業の申請(河川管理者及び市町村長)

モデル事業の認定(国土交通省河川局長)

モデル事業の実施(河川管理者及び市町村長)

水辺空間の保全・活用

●イメージ





施策紹介

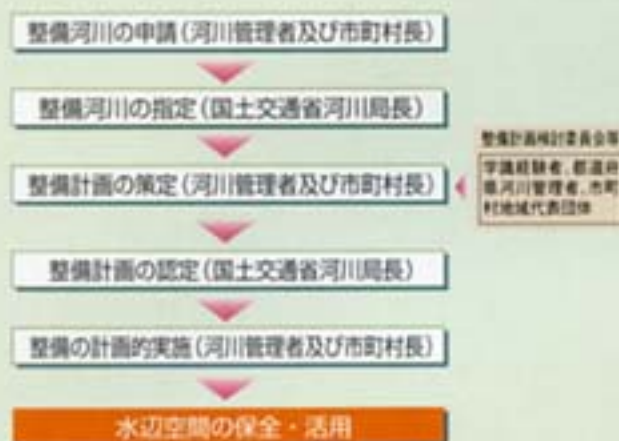


ふるさとの川整備事業

1 施策概要

川沿いのまちづくりと河川改修を一体的に行うことにより、周辺の自然的・歴史的・社会的環境にあわせた「まちの顔」となる良好な水辺空間の整備を行います。

2 制度の仕組み



3 事例

■知利別川 北海道

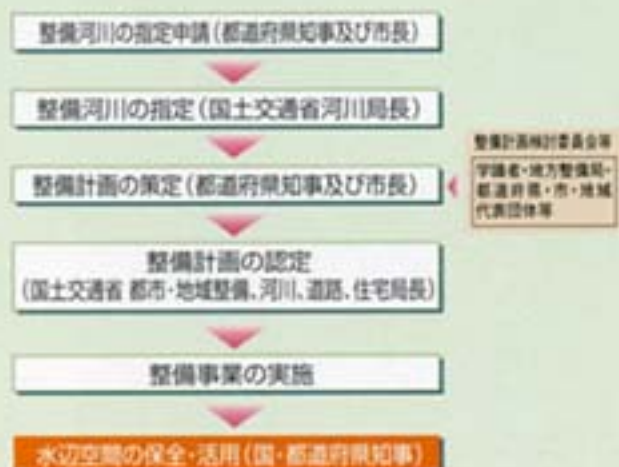


マイタウンマイリバー整備事業

1 施策概要

大都市等の中心市街地及びその周辺部の河川のうち、改修が急務でありかつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、また周辺の市街地の状況等からみて、沿川における市街地の整備とあわせて河川改修を進めることが必要かつ効果的と考えられる河川について、水辺環境の向上に配慮した河川改修を行います。

2 制度の仕組み



3 事例



■紫川 北九州市



■堀川 名古屋市



水辺プラザの整備

1 施策概要

川沿いにある市町村の交流拠点と連携して、地域交流の拠点にふさわしい水辺空間として、堤防の緩傾斜化、親水護岸、水辺の広場調整等を行います。これにより、水辺に「にぎわい」を創り出し地域交流・連携を進め、「まちおこしの拠点づくり」を支援します。

2 制度の仕組み



3 事例

●イメージ



■北上川水系旧北上川 宮城県

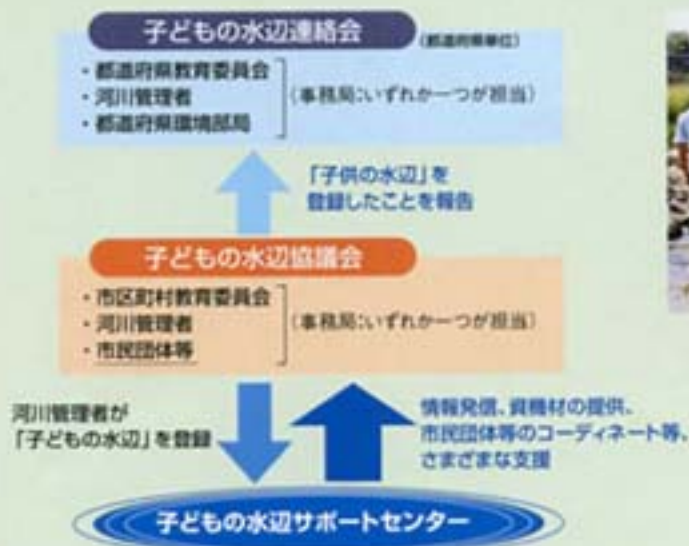


「子どもの水辺」再発見プロジェクト

1 施策概要

地域の市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となって、身近な河川を利用した環境学習、自然体験活動の推進を図ります。(国土交通省、文部科学省、環境省連携プロジェクト)

2 制度の仕組み



3 事例



■近木川 大阪府



■大入川 愛知県



水辺の楽校プロジェクト

1 施策概要

「子どもの水辺」として登録した箇所において、安全に水辺に近づきやすくするための河岸整備や、瀬、淵、ワンド等の自然環境の備えなど、水辺での活動をより一層推進するために必要な整備を実施します。

2 制度の仕組み

「子どもの水辺」に登録

(河川管理者→子どもの水辺サポートセンター)

河川整備が必要な場合

(子どもの水辺協議会が)「水辺の楽校構想」作成

・子どもたちの水辺での遊びや自然体験活動に関するプラン
・プラン実施のために必要となる整備内容及び箇所

「水辺の楽校」登録申請

(市区町村→河川局長【都道府県経由】)

水辺整備の実施・運営

3 事例

■多摩川 東京都



■阿武隈川 福島県



地方特定河川等環境整備事業

1 施策概要

河川管理者が行う改修事業等と合わせて地方公共団体が単独事業として実施する緑地、公園、運動場等の整備事業で、水と緑豊かな生活環境を創造し、活力ある地域づくりを推進します。

2 制度の仕組み

整備計画策定(地方公共団体)

河川管理者と国土交通省で調整

河川法の手続き

実施箇所及び事業内容を国土交通省へ提出

国土交通省調整結果を通知

起債申請等実施

3 事例





河川管理のIT化

1 施策概要

災害時及び平常時において、河川等管理施設の常時監視、遠隔操作等、施設管理の高度化・効率化を図るため、光ファイバーネットワークを整備します。また、開かれた河川行政の実現に向けて、情報の公開・提供システムの共有化、関係機関や住民との双方コミュニケーションの構築を推進します。

2 事例

河川管理におけるIT活用イメージ



インターネット、iモードによる河川情報の提供

1 施策概要

インターネットやiモードによる河川情報の提供は誰もが利用しやすい情報通信手段で、全国の河川に関する「雨量」「水位」等の情報をリアルタイム（現時点）で提供することにより、水害・水難等の防止を図ることを目的としています。

■インターネット

アドレス(URL) <http://www.river.go.jp/>

※国土交通省河川局ホームページ アドレス (URL) <http://www.mlit.go.jp/river>

■iモード

アドレス(URL) <http://i.river.go.jp/>

■「防災情報提供センター」の開設

アドレス(URL) <http://www.bosaijoho.go.jp/>

